

## 児童扶養手当などを引き上げます

4月分からが対象  
 問い合わせ 子育て課 ☎(740)1179  
 障害福祉課 ☎(740)1178

4月分から、消費者物価指数の上昇により各手当額が引き上げられます。支給は5月から（特別児童扶養手当は8月から）で、金額は下記の通り。

詳しくは、児童扶養手当と特別児童扶養手当については子ども支援課へ、特別障害者手当と障害児福祉手当・経過的福祉手当については障害福祉課へ。

【児童扶養手当】…児童1人4万3,160～1万180円、2人目は最大1万190円、3人目以降は最大6,110円を加算した額に引き上げ。

【特別児童扶養手当】…1級が5万2,500円、2級が3万4,970円に引き上げ。

【特別障害者手当】…2万7,350円に引き上げ。

【障害児福祉手当・経過的福祉手当】…1万4,880円に引き上げ。

## ひとり親の資格取得を支援

問い合わせ 子育て課 ☎(740)1179

ひとり親家庭の父または母が、自立に向け看護師や保育士、介護福祉士などの資格取得のために1年以上養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。支給額は月額10万円または7万5,000円で、最終学年時はさらに加算あり。申請月からの支給となり、受給要件や支給期間の上限があります。現在給付金を受給している人の更新手続きは、4月30日(木)までに、3月に卒業した人の修了支援給付金の申請は終了日から30日以内に行ってください。

また、高等職業訓練促進給付金を活用して養成学校に在学したときの入学準備金や、資格を取得し就職するための就職準備金を貸し付けます。申請方法など、詳しくは子ども支援課へ。

令和2年  
4月

## 行政組織が一部変更になりました 市役所の組織変更

4月から、市役所の組織が一部変更になりました。主な変更は下記の通りです。

### ●組織の変更

秘書広報課 → 秘書課・広報広聴課

総務課 → 総務課・資産マネジメント課

### ●事業担当の変更

市長への提案：秘書課、タウンミーティング：広報広聴課、ふるさとづくり寄附金：政策創造課

問い合わせ 企画財政課 ☎(740)1130

## 就学指導保護者説明会を開催

問い合わせ 教育支援センター ☎(758)8680

令和3年に市立小学校入学予定で、特別な支援が必要な子どもの保護者を対象に、説明会を行います。就学指導は6月から実施予定。

【日時】4月20日(月)午前10時半から・幼稚園と子ども園の在籍者、午後3時から・保育園と保育所の在籍者  
 ▷場 キセラ川西プラザ2階会議室▷甲 在籍する園・所へ

## 利用料の返還手続きをしてください

問い合わせ 幼児教育保育課 ☎(740)1175

幼児教育・保育の無償化の対象者(新2・3号)で、次のサービスを1～3月に利用した人は、かかった費用を請求してください。預かり保育以外は、どこにも在籍していないか、認可外保育施設に在籍している人に限ります。

施設で配布する市指定の請求書(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を書き、施設が発行した領収証と提供証明書と通帳のコピーなどを添え、在籍施設に提出してください。施設に在籍していない人は、市役所3階の幼児教育保育課に提出してください。

### 【手続きが必要なサービス】

預かり保育▷認可外保育施設の保育料▷一時預かり▷病児保育▷ファミリー・サポート・センター

### 無償化を受けるには給付認定の申請が必要

幼児教育・保育の無償化を受けるには、給付認定の申請が必要です。子どもの現在の通園状況によって、手続きの方法が異なります。

現在通園していない場合も、保育の必要性が認められれば、一時預かりや病児保育などが無償化の対象となります。手続き方法など詳しくは市ホームページへ。

市ホームページ



## まちづくりを行う団体を支援

問い合わせ 都市政策課 ☎(740)1201

地域の景観や住環境を守るため、住民が主体となり作成するルール「地区計画」策定を支援。初動活動を対象に、アドバイザー派遣や活動助成を行います。希望する団体は、市役所5階の都市政策課と各行政センターなどに備え付けの募集要項(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を書き、4月1日(水)～30日(木)に同課へ。

## 狂犬病予防注射を市内で実施

問い合わせ 環境衛生課 ☎(758)3262

生後91日以上飼育された犬は、年に1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。各動物病院か、4月7日(火)～17日(金)に市内で行う巡回会場で受けてください。巡回会場で受ける場合は、送付している案内通知書に同封の狂犬病予防(集合)注射問診票と同意書に必要な事項を書き、会場へ持参してください(日時や場所などは同封するお知らせを参照)。費用は3,400円です。

新たに犬を飼い始めた人は、新規登録をください。登録手数料3,000円が別途必要。また、飼い犬が死亡したときや飼い主の住所変更時は、届け出てください。詳しくは市ホームページ(右記2次元コードからアクセス可)または環境衛生課へ。

市ホームページ



## 中小企業への融資あっせんを終了

問い合わせ 産業振興課 ☎(740)1162

市中小企業振興資金融資あっせん制度の新規受け付けは3月で終了しました。行政の制度融資を検討の際は、県中小企業融資制度を利用してください。

## 固定資産税評価額などの縦覧

問い合わせ 資産税課 ☎(740)1133

4月1日(水)～6月1日(月)に市役所2階の資産税課で、令和2年度固定資産税の土地や家屋の評価額などが記載された帳簿を縦覧できます。対象は納税義務者本人と本人の委任を受けた代理人に限ります。

## 犯罪被害者等支援条例を施行

問い合わせ 生活相談課 ☎(740)1333

市では犯罪被害者と家族を支援するため、4月1日から「犯罪被害者等支援条例」を施行。犯罪被害者などが受けた被害の回復と軽減に向けた取り組みの推進や、被害者などを支える社会の形成を図ることを目的としています。主な取り組みは次の通り。▷総合相談窓口の設置(情報提供や助言、関係機関などとの連絡調整)▷被害者などへの日常生活の支援(家事援助や一時保育の費用助成)▷被害者などへの居住安定の支援(家賃や転居に必要な費用の助成)▷被害者などへ一時的な生活資金として支援金を支給▷市民や事業者の理解促進▷支援を担う人材の育成

## 地域でのAED活用を支援

問い合わせ 生活相談課 ☎(740)1333

市では、自治会やコミュニティ組織などの地域活動団体を対象に、活動拠点に設置するAED購入費用の一部を助成しています。

また、イベントなど短期間の利用時に、AEDを貸し出しています。希望する団体は生活相談課へ。

### 【AEDマップを市ホームページで公開中】

救命率を上げるには、AEDを使ってできるだけ早い電気ショック(心停止から5分以内を目標)が必要です。

いざという時の為にも、消防本部では市ホームページ(右記2次元コードからアクセス可)にAEDマップを掲載。AEDの使い方や心肺蘇生法についても紹介しています。詳しくは同本部☎(759)0119へ。



市ホームページ



## 高額医療費助成の「認定証」を交付

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)2006  
 医療助成・年金課 ☎(740)1108

国民健康保険・後期高齢者医療制度では、医療機関や調剤薬局で支払う一部負担金を自己負担限度額までにする認定証を交付しています。希望者は下記の通り手続きをしてください。70歳以上で3割負担の人以外の住民税課税世帯の人は、高齢受給者証か後期高齢者医療保険証の提示で自己負担限度額での支払いになるため、手続きは不要。3割負担の人は交付できる場合があるため各担当課へ。

### 【国民健康保険加入者】

受診者の保険証と届け出人の印鑑を持って、市役所1階の国民健康保険課へ。ただし、国民健康保険税に滞納がある人は発行できない場合があります。

### 【後期高齢者医療制度加入者】

受診者の保険証と印鑑を持って、市役所1階の医療助成・年金課へ。

## 4月26日(日)に 休日納付相談窓口を開設

4月26日(日)午前9時半～午後4時に、市税・保険税(料)・保育料の休日納付相談窓口を開設します。

市役所1階の保険収納課☎(740)1177と介護保険課☎(740)1148、同2階の市税収納課☎(740)1134、同3階の幼児教育保育課☎(740)1175へ。